# 白河文化交流館コミネス　大・小ホール、楽屋ほか　利用料金表

（白河市白河文化交流館条例／第10条関係 別表関連）

## 1 ホールに係る料金（区分別利用料金）

| 施設名 | 利用区分 | | 料金 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 午前<br>午前9時から正午まで | 午後<br>午後1時から午後5時まで | 夜間<br>午後6時から午後10時まで | 全日<br>午前9時から午後10時まで |
| 大ホール | 入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 27,500円 | 36,200円 | 45,000円 | 108,700円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 30,700円 | 40,600円 | 53,800円 | 125,100円 |
| | 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 33,000円 | 43,400円 | 54,000円 | 130,400円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 36,800円 | 48,700円 | 64,500円 | 150,000円 |
| | 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 41,200円 | 54,300円 | 67,500円 | 163,000円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 46,000円 | 60,900円 | 80,700円 | 187,600円 |
| | 5,000円を超える入場料を徴収する場合 | 平日 | 55,000円 | 72,400円 | 90,000円 | 217,400円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 61,400円 | 81,200円 | 107,600円 | 250,200円 |
| 小ホール | 入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 9,800円 | 13,100円 | 16,500円 | 39,400円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 11,000円 | 14,200円 | 18,600円 | 43,800円 |
| | 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 11,700円 | 15,700円 | 19,800円 | 47,200円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 13,200円 | 17,000円 | 22,300円 | 52,500円 |
| | 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 14,700円 | 19,600円 | 24,700円 | 59,000円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 16,500円 | 21,300円 | 27,900円 | 65,700円 |
| | 5,000円を超える入場料を徴収する場合 | 平日 | 19,600円 | 26,200円 | 33,000円 | 78,800円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 22,000円 | 28,400円 | 37,200円 | 87,600円 |

備考

1　この表において平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

2　入場料の金額に区分がある場合は、その最高の額をもってこの表の入場料の額とする。

3　午前及び午後の時間区分を継続して利用する場合又は午後及び夜間の時間区分を継続して利用する場合の料金は、それぞれの欄に掲げる額の合計額とする（別表の2において同じ。）。

4　この表に定める時間区分以外の時間を利用する場合の料金は、前項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、利用時間が1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする（別表2における“ホール利用を伴う場合における同表に定める時間区分以外の時間を利用する場合の料金”について同じ。）。

（1）午前5時から午前9時までの利用　1時間につき午前の1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。

（2）正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用　1時間につき午後の1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。

（3）午後10時から翌日の午前5時までの利用　1時間につき夜間の1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。

5　利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとする（別表の2及び別表の3において同じ。）。

6　大ホール又は小ホールを準備又は練習（公演当日の準備又は練習を除く。）のために利用する場合（次項に規定する場合を除く。）の料金は、入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合の規定の料金の100分の50に相当する額とする。

7　大ホール又は小ホールの舞台のみを準備又は練習（公演当日の準備又は練習を除く。）のために利用する場合の料金は、時間区分を問わず、大ホールが1時間につき3,300円、小ホールが1時間につき1,100円とする。

8　この表（備考7の規定を除く。）に基づいて算出した料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## ◎ホールに係る区分外利用料金表　※備考4に記載の料金の具体額　【参考】

| 施設名 | 利用区分 | | 1時間あたりの料金 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 午前5時～午前9時 | 12時～13時 | 17時～18時 | 22時以降、翌5時 |
| 大ホール | 入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 10,900円 | 10,800円 | 10,800円 | 13,500円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 12,200円 | 12,100円 | 12,100円 | 16,100円 |
| | 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 13,200円 | 13,000円 | 13,000円 | 16,200円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 14,700円 | 14,600円 | 14,600円 | 19,300円 |
| | 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 16,400円 | 16,200円 | 16,200円 | 20,200円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 18,300円 | 18,200円 | 18,200円 | 24,200円 |
| | 5,000円を超える入場料を徴収する場合 | 平日 | 21,900円 | 21,700円 | 21,700円 | 27,000円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 24,500円 | 24,300円 | 24,300円 | 32,200円 |
| 小ホール | 入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 3,900円 | 3,900円 | 3,900円 | 4,900円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 4,300円 | 4,200円 | 4,200円 | 5,500円 |
| | 1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 4,600円 | 4,700円 | 4,700円 | 5,900円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 5,200円 | 5,100円 | 5,100円 | 6,600円 |
| | 3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合 | 平日 | 5,800円 | 5,800円 | 5,800円 | 7,400円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 6,600円 | 6,300円 | 6,300円 | 8,300円 |
| | 5,000円を超える入場料を徴収する場合 | 平日 | 7,800円 | 7,800円 | 7,800円 | 9,900円 |
| | | 土曜、日曜及び休日 | 8,700円 | 8,500円 | 8,500円 | 11,100円 |

## ２ 附属室等に係る料金

| 施設名 | 利用区分 | 料金 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 午前<br>午前9時から<br>正午まで | 午後<br>午後1時から<br>午後5時まで | 夜間<br>午後6時から<br>午後10時まで | 全日<br>午前9時から<br>午後10時まで |
| 楽屋１ | ホール利用を伴う場合 | 480円 | 640円 | 640円 | 1,760円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　160円 | | | |
| 楽屋２ | ホール利用を伴う場合 | 450円 | 600円 | 600円 | 1,650円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　150円 | | | |
| 楽屋３ | ホール利用を伴う場合 | 1,020円 | 1,360円 | 1,360円 | 3,740円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　340円 | | | |
| 楽屋４ | ホール利用を伴う場合 | 330円 | 440円 | 440円 | 1,210円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　110円 | | | |
| 楽屋５ | ホール利用を伴う場合 | 330円 | 440円 | 440円 | 1,210円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　110円 | | | |
| 楽屋６ | ホール利用を伴う場合 | 570円 | 760円 | 760円 | 2,090円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　190円 | | | |
| 楽屋７ | ホール利用を伴う場合 | 510円 | 680円 | 680円 | 1,870円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　170円 | | | |
| 楽屋８ | ホール利用を伴う場合 | 510円 | 680円 | 680円 | 1,870円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　170円 | | | |
| 練習室１ | ホール利用を伴う場合 | 900円 | 1,200円 | 1,200円 | 3,300円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　300円 | | | |
| 練習室２ | ホール利用を伴う場合 | 1,470円 | 1,960円 | 1,960円 | 5,390円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　490円 | | | |
| ミーティング室 | ホール利用を伴う場合 | 450円 | 600円 | 600円 | 1,650円 |
| | 施設単独利用の場合 | １時間当たり　150円 | | | |

備考

１　利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

２　この表に基づいて算出した料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## ３　その他の施設に係る料金

| 施設名 | １時間当たりの料金 | 備考 |
|---|---|---|
| ホワイエ１<br>（大ホール1階） | 1,120円 | ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日（午前9時から午後10時までをいう。以下同じ。）利用の場合は、10,190円とする。 |
| ホワイエ２<br>（大ホール2階） | 980円 | ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、8,910円とする。 |
| ホワイエ３<br>（小ホール1階） | 740円 | ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、6,730円とする。 |
| ホワイエ４<br>（小ホール2階） | 610円 | ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、5,550円とする。 |
| カギガタモール | 1,380円 | 占用して利用する場合に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、10,760円とする。 |
| 中庭 | 400円 | 占用して利用する場合に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、3,640円とする。 |
| キッズルーム | 250円 | 占用して利用する場合に限り徴収する。<br>左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、2,270円とする。 |

備考

１　利用者が商業宣伝、営業、商品販売及び業務上の利用その他これに類する目的をもって利用する場合の料金は、当該料金に100分の150に相当する額を加算する。

２　利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

**※附属設備等に係る料金は、白河市・白河文化交流館条例施行規則（第5条関係）をご参照ください。**